

飲酒運転は犯罪です！

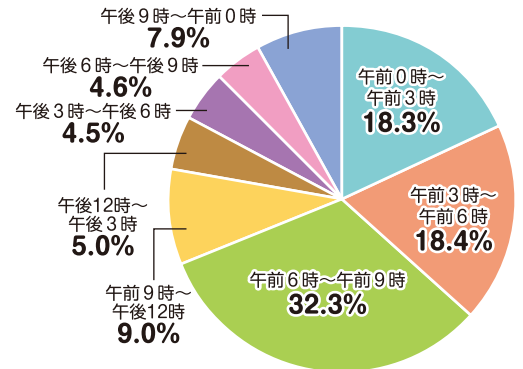
【県内の飲酒運転関連状況】※令和6年9月末現在

- 飲酒絡み事故発生件数・・・**48**件（前年比－3件）
- 飲酒絡み事故死者数・・・**4**人（前年比±0人）
- 飲酒運転検挙件数・・・**967**件（前年比＋127件）



二日酔いによる 飲酒運転に注意！！

令和5年中、飲酒運転で検挙された者の実態調査では、出勤時間帯（6時～9時）に検挙された者が32.3%と最も多く、二日酔いによるものと思われる。



覚えて下さい！！ アルコールの単位と処理にかかる時間

【アルコールの処理にかかる時間】

※体重60kgの人が1単位を処理するには約3～4時間かかります！

例：ビール3杯（500ml）と泡盛グラス半分（100ml）を飲んだ場合…

4単位 × 4時間 = 16時間

8時間寝たとしても、体内には2単位分のアルコールが残っており、そのまま運転すると飲酒運転になります

【アルコールの単位】※アルコール1単位＝純アルコール20gを含む酒量

ビール



1杯(500ml)
アルコール度5%

泡盛



グラス半分(100ml)
アルコール度25%

日本酒



一合(180ml)
アルコール度15%

酎ハイ



1本(350ml)
アルコール度7%

ワイン



小グラス2杯(200ml)
アルコール度12%

ウイスキー



ダブル1杯(60ml)
アルコール度43%

ここにあげたのは、純アルコール約20グラムを含む酒類です。これを「**アルコールの1単位**」と呼びます。泡盛やウイスキーなどアルコール濃度が高いものほど、量が少ないことが分かります。

アルコールの分解にかかる時間は、睡眠中は遅くなります。（通常の約2倍）また、大量に水を飲んだり、運動やサウナなどで汗をかくても体外にアルコールが排出されるのはほんの一部で、肝臓で分解されない限り、体からアルコールはほとんど抜けません。

※アルコールの分解時間は個人差があり、年齢・性別・体重・体質等でも変わります。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外



酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。

※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反など

高齢運転者の交通事故防止

加齢に伴う身体機能の変化等について把握しましょう。

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。



高齢運転者の方へ

- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかりと確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した安全運転サポート車（サボカー）を検討しましょう。

飲酒運転根絶宣言店 募集中！！



「飲酒運転をしない、させない、許さない」

沖縄県では、飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進するため、飲酒運転根絶を宣言し実践する酒類提供飲食店を募集・登録しています。登録されると、次のような特典があります。

- 登録証の交付
- 沖縄県のホームページに、飲食店名・所在地等を掲載
- 交通安全啓発物等の配布
- 飲酒運転根絶ロゴマークの使用（申請不要）
- 県知事表彰の対象（飲酒運転根絶対策功労表彰）

詳細や申込方法は
こちらから▼



※HPの二次元コード